

性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・ 配慮状況に関する研究 小学校・中学校・高等学校 を対象とした全国調査

著者	本多 明生
雑誌名	静岡理工科大学紀要
巻	30
ページ	23-32
発行年	2022-08-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1617/00000294/

性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況に関する研究 —小学校・中学校・高等学校を対象とした全国調査—

Support and Consideration of Schools for Sexual Minority Students: National Survey of Elementary, Junior High, and High Schools in Japan

本多 明生*
Akio HONDA

Abstract: Sexual minority (or LGBT) is an inclusive term that refers to people whose sexuality differs from the majority, including people whose gender identity differs from their assigned sex at birth and those who are attracted to the same gender. Current support for sexual minority students was asked of principals of randomly selected elementary, junior high, and high schools nationwide. The findings were the following: (1) A few schools have provided learning opportunities and information about sexual minorities. (2) Support and consideration for children tends to decrease gradually as the stage of school advances. (3) It is probably important to increase learning opportunities for teachers and other staff to improve support and consideration for students.

1. はじめに

性的マイノリティ (sexual minority ; セクシュアル・マイノリティ, あるいは性的少数者) とは, 生まれたときに振り分けられた性とは異なる性を自認している人や, 恋愛対象が同性の人など, 多数派 (マジョリティ) とは異なる性のあり方をもつ人々の総称である¹⁾。性的マイノリティには, 性的指向や性自認がはっきりしていない, 定まっていない, どちらかに決めたくないなど, 特定の状況にあてはまらないクエスチョニング (Questioning) と呼ばれる人, 無性愛の人, 性分化疾患の人なども含まれる。性的マイノリティという「性的マジョリティではない人々」といった相対的な名称ではなく, それぞれを主体的に呼ぶことのできる LGBT (レズビアン (Lesbian) : 女性同性愛者, ゲイ (Gay) : 男性同性愛者, バイセクシュアル (Bisexual) : 両性愛者, トランスジェンダー (Transgender) : 身体の性と心の性に違和感を抱える人) という名称が用いられることもある²⁾。

日高³⁾は, (1) 性的マイノリティ当事者の 6 割が学校でいじめ被害にあった経験があること, (2) 当事者の 2 割が学校教育で同性愛に関する知識を異常なものとして習った, 否定的な情報を得たと回答したことなどの結果から, 我が国の性的マイノリティの児童生徒は学校で様々な困難に直面していることを指摘している。また, 中塚²⁾は, 性別違和感をもち子どもは, (1) 反応への懸念や周囲の無理解, 教員の言動などが原因となり, 自身の悩みを隠そうとすること, (2) 当事者の 6 割が自身の悩みについて子ど

ものころに相談しなかったことを後悔していると回答したことなどを報告している。

近年の学校では, 性的マイノリティの児童生徒に対する支援・配慮の充実が求められている。これは個人の性的指向や性同一性を理由とした差別を許さない国際的な人権擁護の動きに後押しされたもので, 支援・配慮の状況は改善傾向にある。事実, 文部科学省は, 2015 年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」⁴⁾を, 2016 年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」⁵⁾を通知しており, 性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮を推進している。これらの通知では, 性的マイノリティの児童生徒が学校に悩みを相談できるように, 教職員らによるサポートチームをつくることや学校生活での支援の事例を紹介するなど, きめ細やかな配慮を行うことを学校に要求している。

しかしながら, 性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮の実際は, 各学校の判断に委ねられていることから, 性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮の程度は学校によって大きく異なる。そのため, 性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮の実態を調べて全体像を把握すること, その知見を今後の改善に活用することが重要である。実際, 文部科学省⁶⁾は, 性同一性障害の児童生徒への対応に関して学校が把握している事例を調べているが, 性同一性障害の児童生徒と限定せずに, 性的マイノリティの児童生徒に対する支援・配慮について,

(1) 学校全体でどのような取り組みを行っているのか、
 (2) 特定の児童生徒にはどのような対応を行っているのかを明らかにすることが望ましいだろう。さらに、学校は
 (3) 主として児童生徒の心のケアを担うスクールカウンセラーにどのような貢献を期待しているのか、(4) 支援の充実には何が重要だと考えているのか、についても知見を得ることで、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況の改善を加速させていくことも重要である。しかしながら、このような問題設定に基づく研究はほとんど行われていない。

本多りは、2016年に、山梨県の小・中学校に勤務する養護教諭を対象に、性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮状況について、(1) 学校全体としての支援・配慮、(2) 特定の児童生徒への支援・配慮、(3) 臨床心理士に貢献して欲しいこと、(4) 支援の充実重要と考えること、などの状況を調べた。その結果、性的マイノリティの児童生徒に対する支援・配慮は中学校よりも小学校で充実していること、学校における支援を充実させるうえでは、教職員の学習機会の増加が重要であると捉えられていること、などを明らかにした。しかし、この研究には、(1) 学校運営の責任者である学校長に回答を求めている、(2) 山梨県という一都道府県から得られた知見である、(3) 高等学校が調査に含まれていない、という課題がある。したがって、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況の全容を把握するためには、小・中・高等学校の学校長を対象にした全国調査の実施が求められる。

以上の背景から、著者は、全国の小・中・高等学校を無作為抽出して学校長に性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況を調査する研究を企画した。幸いなことに、各調査は研究助成を受けて実施することができた。本稿では、これら全国調査の結果をまとめて、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況に関する考察を行い、状況の改善等に関する知見を整理する。

2. 調査方法

2.1 調査対象校と実施期間

(1) 小学校調査

順悠社学校住所録から無作為抽出(系統抽出法)した全国 3,700 校の学校長に調査票への回答を依頼した(2017年度(平成 29 年度)小学校数 20,095 校)。2018 年 2 月 17 日に調査票を郵送し、同年 3 月 30 日までに返送された 874 校(回収率 23.6%)のうち、全無回答の調査票などを除いた 866 校の回答を分析した(有効回答率 23.4%)。

(2) 中学校調査

順悠社学校住所録から無作為抽出(系統抽出法)した全国 1,800 校の学校長に調査票への回答を依頼した(2017年度(平成 29 年度)中学校数 10,325 校)。2017 年 10 月 28 日に調査票を郵送し、同年 12 月 26 日までに返送された 522 校のうち(回収率 29.0%)、全無回答の調査票など

を除いた 518 校の回答を分析した(有効回答率 28.7%)。

(3) 高等学校調査

順悠社学校住所録から無作為抽出(系統抽出法)した全国 1,800 校の学校長に調査票への回答を依頼した(2018年度(平成 30 年度)高等学校数 4,897 校)。2019 年 2 月 13 日に調査票を郵送し、同年 4 月 8 日までに返送された 467 校のうち(回収率 25.9%)、全無回答の調査票などを除いた 462 校の回答を分析した(有効回答率 25.6%)。

2.2 調査票

本多りの調査票を利用した。同調査票では「臨床心理士」という用語が使用されていたが、本研究では、学校でより一般的に使用されている「スクールカウンセラー」という用語に変更した。調査票の質問項目は、(1) 学校の基本情報ならびに回答者の基本情報、(2) 学校全体としての支援・配慮、(3) 特定の児童生徒に対する支援・配慮、(4) スクールカウンセラーに貢献して欲しいこと、(5) 支援の充実重要と考えること、から構成されていた。

(1) 学校の基本情報ならびに回答者の基本情報

各調査で共通する学校の基本情報に関する質問項目は、設置者(国公立、私立)、所在地(都道府県)、性的マイノリティの児童生徒の在籍状況(いる、いると思う、いないと思う、いない)、性的マイノリティの教職員の在籍状況(いる、いると思う、いないと思う、いない)、人権教育に力を入れているか(はい、いいえ)、いじめ防止に力を入れているか(はい、いいえ)、不登校対策に力を入れているか(はい、いいえ)、であった。

回答者の基本情報に関する質問項目は、学校長の性的マイノリティに関する学習経験の有無(あり、なし)、学校長の児童生徒、保護者、教職員からの性的マイノリティに関する相談経験の有無(あり、なし)、であった。

(2) 学校全体としての支援・配慮

教示は「先生が勤務されている学校で行われている、性的マイノリティ^{注1}支援・配慮の状況について質問します。先生の学校では、現在、以下の 14 の事柄が行われていすか。該当する数字に○を付けて回答してください(「はい」なら 1、「いいえ」なら 2 に○)」だった。

質問項目には「児童生徒^{注2}が、セクシュアリティについての悩みを相談できる教職員やスクールカウンセラーがいる(養護教諭がセクシュアリティについて相談に乗る、相談室がある など)」(以下、相談できる教職員の存在)、「態度や言動について、性的マイノリティに配慮することが教職員間で共有されている(「男なら○○」、「女の子らしく」、「ホモ」や「オカマ」と言った差別的な言葉を使わない など)」(以下、態度や言動への配慮が教職員で意識共有)、「児童生徒のセクシュアリティの問題については、相談を受けた教職員だけではなく、複数の教職員で情報共有する仕組みがある(児童生徒について話し合う場があるなど)」(以下、複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有)等の 14 項目から構成されていた。

(3) 特定の児童生徒に対する支援・配慮

教示は「性的マイノリティの児童生徒^{注3}から要望があった場合に、以下の13の事柄について配慮することが、現在、学校として決められていますか。該当する数字に○を付けて回答してください（「はい」なら1、「いいえ」なら2に○）」だった。

質問項目は「服装（自認する性別の制服着用を認める、体育着登校を認める など）」（以下、服装）、「髪型（自認する性別の髪型を認める など）」（以下、髪型）、「学用品（身体の性による学用品の色分けを避ける、分けられている場合には自認する性別の色の学用品を認める など）」（以下、学用品）等の13項目だった。

(4) スクールカウンセラーに支援・配慮で貢献して欲しいこと

教示は「学校における性的マイノリティ支援で、先生がスクールカウンセラーに特に貢献して欲しいと思うことを教えてください。以下の12の事柄の中から、該当する事柄に4個以内で○を付けて回答してください。」だった^{注3}。

質問項目は「性的マイノリティ児童生徒の相談に乗って欲しい（悩みや思いを受け止める など）」（以下、当事者児童生徒の相談に乗る）、「性的マイノリティ児童生徒の担任の相談に乗って欲しい（悩みや思いを受け止める

など）」（以下、当事者児童生徒の担任の相談に乗る）、「性的マイノリティ児童生徒の保護者の相談に乗って欲しい（悩みや思いを受け止める など）」（以下、当事者児童生徒の保護者の相談に乗る）等の12項目だった。

(5) 支援の充実において重要なこと

教示は「学校における性的マイノリティ支援について、これまで以上に支援を充実させていくために、先生が今後特に重要となると考えているものを教えてください。以下の12の事柄の中から、該当する事柄に4個以内で○を付けて回答してください。」だった^{注3}。

質問項目は「性的マイノリティに関する、児童生徒の学習機会が増えること（授業で積極的に取り上げる、当事者や専門家による特別授業 など）」（以下、児童生徒の学習機会の増加）、「性的マイノリティに関する、教職員の学習機会が増えること（教員向けの講演会や研修会の実施 など）」（以下、教職員の学習機会の増加）、「性的マイノリティに関する、保護者の学習機会が増えること（保護者向けの講演会や研修会の実施 など）」（以下、保護者の学習機会の増加）等の12項目だった。

3. 結果と考察

3.1 学校の基本情報ならびに回答者の基本情報

学校の基本情報（所在地は除く）ならびに回答者の基本情報を表1に示す。

表1. 学校の基本情報ならびに回答者の基本情報

		小学校		中学校		高等学校	
		度数	%	度数	%	度数	%
設置者	国公立	826	95.4%	477	92.1%	337	72.9%
	私立	11	1.3%	22	4.2%	109	23.6%
	無回答	29	3.3%	19	3.7%	16	3.5%
性的マイノリティの児童生徒の在籍状況	いる	13	1.5%	25	4.8%	89	19.3%
	いると思う	178	20.6%	129	24.9%	196	42.4%
	いないと思う	497	57.4%	268	51.7%	147	31.8%
	いない	166	19.2%	94	18.1%	27	5.8%
	無回答	12	1.4%	2	0.4%	3	0.6%
性的マイノリティの教職員の在籍状況	いる	4	0.5%	7	1.4%	8	1.7%
	いると思う	39	4.5%	37	7.1%	74	16.0%
	いないと思う	578	66.7%	333	64.3%	319	69.0%
	いない	235	27.1%	140	27.0%	56	12.1%
	無回答	10	1.2%	1	0.2%	5	1.1%
人権教育に力を入れているか	はい	784	90.5%	427	82.4%	352	76.2%
	いいえ	76	8.8%	90	17.4%	107	23.2%
	無回答	6	0.7%	1	0.2%	3	0.6%
いじめ防止に力を入れているか	はい	856	98.8%	510	98.5%	444	96.1%
	いいえ	4	0.5%	7	1.4%	17	3.7%
	無回答	6	0.7%	1	0.2%	1	0.2%
不登校対策に力を入れているか	はい	837	96.7%	493	95.2%	392	84.8%
	いいえ	22	2.5%	24	4.6%	69	14.9%
	無回答	7	0.8%	1	0.2%	1	0.2%
校長の性的マイノリティに関する学習経験の有無	あり	604	69.7%	363	70.1%	337	72.9%
	なし	258	29.8%	151	29.2%	122	26.4%
	無回答	4	0.5%	4	0.8%	3	0.6%
校長の性的マイノリティに関する相談経験の有無	あり	119	13.7%	125	24.1%	169	36.6%
	なし	741	85.6%	389	75.1%	290	62.8%
	無回答	6	0.7%	4	0.8%	3	0.6%

回答は、人権教育（はい、を選んだ平均割合：83.1%）、いじめ防止（はい、を選んだ平均割合：97.8%）、不登校対策（はい、を選んだ平均割合：92.2%）に力を入れており、校長が性的マイノリティに関する学習経験を有する学校（あり、を選んだ平均割合：70.9%）から得られた。

性的マイノリティの児童生徒が在籍している（いると思う）回答の合計割合は、高等学校（61.7%）、中学校（29.7%）、小学校（4.1%）の順に高く、これは性的マイノリティの教職員の在籍状況に関する結果と同じであった。性的マイノリティに関する相談経験を有する学校長の割合も高等学校（36.6%）、中学校（24.1%）、小学校（13.7%）順に高く、これは学校長の性的マイノリティに関する学習経験の有無と同一の結果であった。

文部科学省⁹⁾が実施した学校における性同一性障害に係る対応の状況調査によれば、特別な配慮を行ったことを報告した割合は高等学校が最も多い（高等学校66.5%、中学校17.2%、小学校16.3%）。高等学校において、性的マイノリティの生徒がいる、性的マイノリティに関する相談経験があると多く回答される理由は、15歳未満では性別に関する違和感の診断が慎重になることから⁵⁾、学校段階における診断状況の違いを反映しているのかもしれない。一方、人権教育に力を入れていると回答した学校は小学校、

中学校、高等学校の順番となったが、学校段階における道徳教育の位置づけや時間数が影響した、と考察する。

3.2 学校全体としての支援・配慮

回答に不備がなかった小学校831校、中学校495校、高等学校434校の回答を分析した。結果を図1に示す。

小・中・高等学校の選択率の平均を求めたところ、選択率は高い順から、複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有（88.3%）、相談できる教職員の存在（86.9%）、態度や言動への配慮が教職員で意識共有（77.8%）、性別による区分をさける（53.3%）、外部機関との連携体制の存在（52.3%）、職員会議等での話し合いの実施（47.3%）、児童生徒向けの授業の実施（36.0%）、関連情報・資料の教職員への周知（33.4%）、相談できる教職員・場所の周知（32.1%）、ポスター等の学内掲示（30.3%）、教職員向け研修会の実施（25.1%）、保健室からの情報発信（25.1%）、図書室からの情報発信（18.8%）、教職員向け手引きの作成（11.3%）であった。

基本的な結果は本多¹⁾が実施した2016年の山梨県の小・中学校調査と共通していたが、選択率はこの調査と比べて全体的に上昇していた。2016年と比べて、学校における性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮に関する認知度の高まった、あるいは当該問題に関する山梨県の認

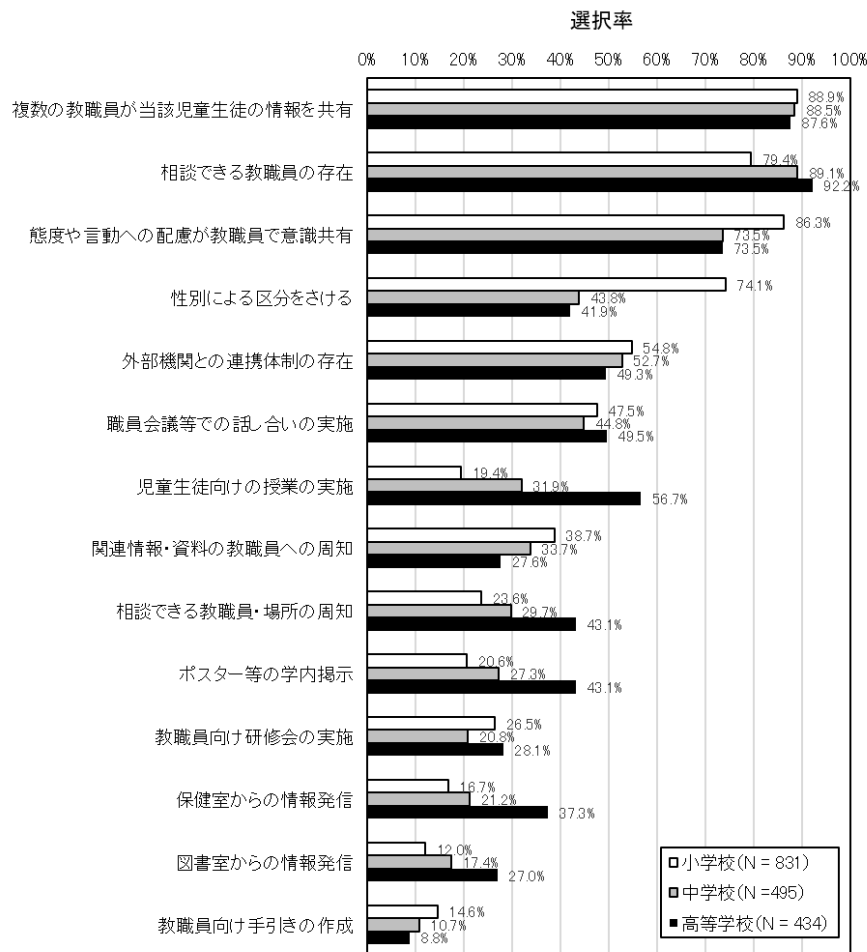


図1. 学校全体としての支援・配慮

知度が低かった可能性がある。

そして、本多りの調査と同様に、性的マイノリティの児童生徒が相談できる環境があり、複数の教職員が当該児童生徒の情報を共有できる仕組みもあり、態度や言動に配慮していると回答した学校が多かった。これは、単純に解釈するならば、学校の性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮が充実していることを示唆しているが、関連情報・資料の教職員への周知や教職員向け研修会の実施、教職員向け手引きを作成している学校が少ない、という結果と合わせて慎重に解釈することが望ましいだろう。これらの結果とともに考察すると、学校は性的マイノリティの児童生徒に関する教職員の知識が不足した状態で、児童生徒の悩みへの対応や情報共有を行う状況にあると理解することができる。教職員の性的マイノリティに関する知識が不足した状態での情報共有は、本人の了承なく性的指向や性自認について暴露するアウトティングのリスクを高めることにも繋がるので注意が求められるだろう。

そして、授業、ポスター、保健室や図書館による情報発信の選択率が低いという結果は、性的マイノリティに関する学習機会・情報提供を行っている学校が限られていることを意味している。学校が児童生徒に学習機会や情報の提

供を行っていないければ、当事者の児童生徒から学校に相談や支援・配慮の要請が行われることは少ないだろう。相談できる教職員・場所の周知を行っている学校が少ない、という結果と一緒に考察すると、現状では、性的マイノリティ当事者の児童生徒は、学校に悩みを相談できる、必要ならば学校に支援・配慮の要請を行うこともできる、ということを知らずに過ごしている可能性が高い。

3.3 特定の児童生徒に対する支援・配慮

回答に不備がなかった小学校 831 校、中学校 500 校、高等学校 436 校の回答を分析した。結果を図 2 に示す。

小・中・高等学校の選択率の平均を求めたところ、選択率は高い順から、学用品 (52.3%)、健康診断 (48.4%)、トイレ (44.0%)、宿泊研修 (43.8%)、更衣室 (43.2%)、髪型 (41.2%)、他の児童生徒への説明 (38.4%)、服装 (37.6%)、通称の使用 (37.1%)、保護者や PTA への説明 (36.0%)、クラブ活動・部活動 (34.0%)、体育又は保健体育以外の授業 (25.2%) であった。

文部科学省⁹⁾は、学校が把握している性同一性障害に係る対応事例を収集している。この結果を本稿の結果と直接比較することは難しいが、その調査と比べて、特別な配慮

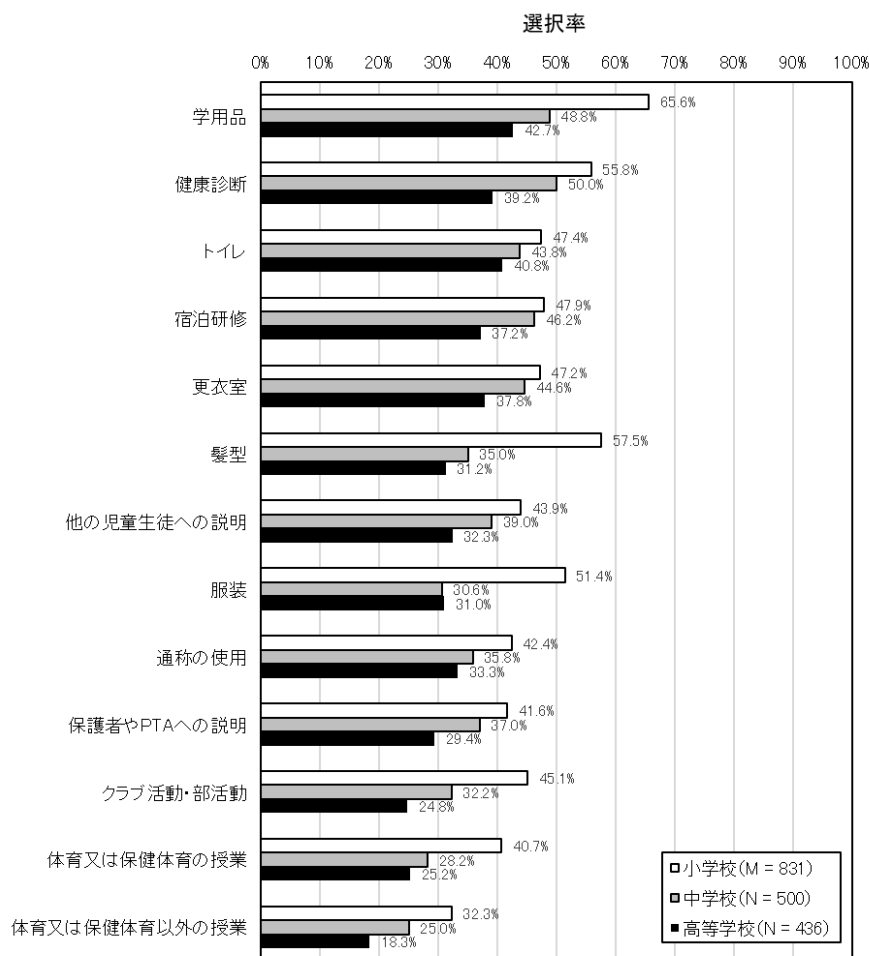


図 2. 特定の児童生徒に対する支援・配慮

を行うことを決めている学校の割合は全体的に増えていた。同様に、本多¹⁾が実施した2016年の山梨県の小・中学校調査と比較してみると、支援・配慮の選択率は概ね上昇していたことから、特定の児童生徒に対する支援・配慮に関する状況は改善傾向にあるのかもしれない。

全体的傾向として、児童生徒から要望があった場合に、その児童生徒に対して支援・配慮を行うことを学校として決めているのは、全ての質問項目において、小学校、中学校、高等学校の順で高かった。本多¹⁾では、小学校は、中学校と比べて特定の児童生徒に対する支援・配慮を実施することを決定している学校が多い傾向が認められたが、今回の調査から、小学校、中学校、高等学校と、学校段階が進むにつれて、特定の児童生徒に対する支援・配慮が漸減することが示唆された。この結果は、学校の基本情報ならびに回答者の基本情報において、(1)性的マイノリティの児童生徒が在籍している(いると思う)合計割合が高等学校、中学校、小学校の順に高い、(2)性的マイノリティに関する学習経験ならびに相談経験を有する学校長の割合は高等学校、中学校、小学校の順で高いという結果と比較してみると対照的である。

小学校は、中学校や高等学校と比べて、制服やクラブ活

動・部活動、体育などが児童生徒の性別で区別されることが少ない。このことが特定の児童生徒に対する支援・配慮状況の学校段階の違いを生じている可能性がある。

トランスジェンダーの児童生徒は、学校生活に内在する性規範に苦悩し、不登校になりやすいことから²⁾、性別で区別される機会が増える学校段階の進行に伴い、学校をドロップアウトしやすくなることが想定される。それがこの結果と関係するのかもしれない。いずれにせよ、性的マイノリティの生徒に対する合理的配慮の考え方がこれまで以上に学校で普及することが望ましいだろう。昨今、一般社会からみて明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自ルールなどの通称「ブラック校則」の存在が問題視されており⁷⁾、校則を見直す動きが高まっている⁸⁾。この動きに連動して、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮に関する改善が行われることも期待したい。

3.4 スクールカウンセラーに支援・配慮で貢献して欲しいこと

回答に不備がなかった小学校848校、中学校513校、高等学校452校の回答を分析した。結果を図3に示す。

小・中・高等学校の選択率の平均を求めたところ、選択率は高い順から、当事者児童生徒の相談に乗る(73.2%)、

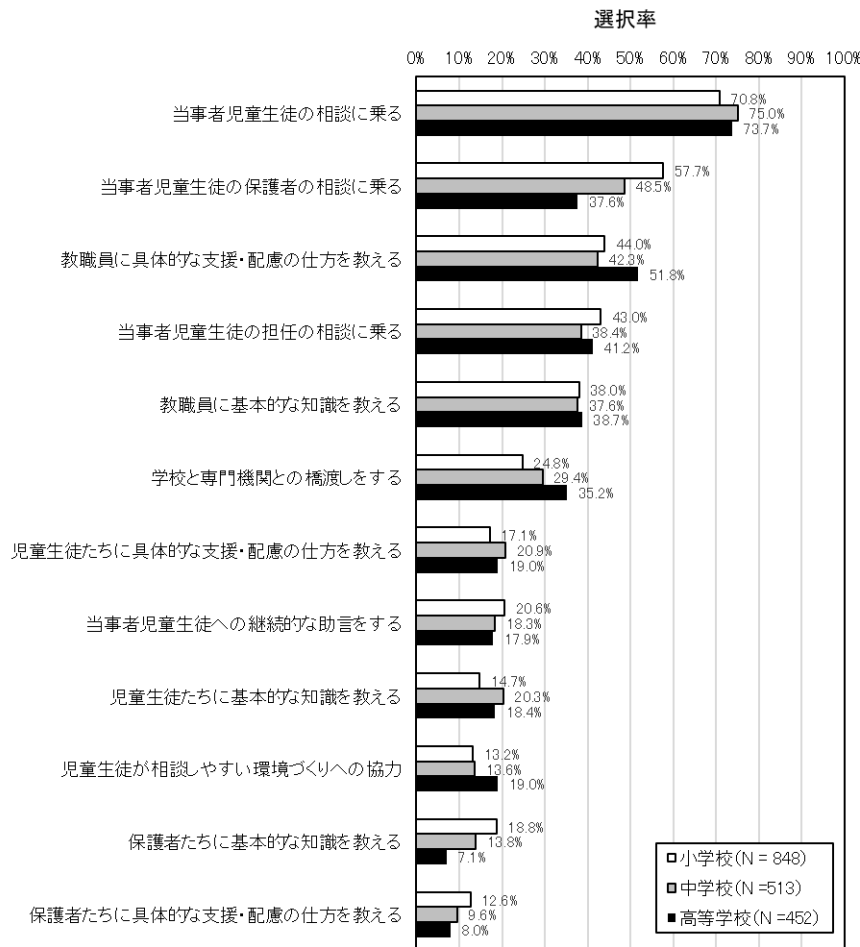


図3. スクールカウンセラーに支援・配慮で貢献して欲しいこと

当事者児童生徒の保護者の相談に乗る (47.9%), 教職員に具体的な支援・配慮の仕方を教える (46.0%), 当事者児童生徒の担任の相談に乗る (40.9%), 教職員に基本的な知識を教える (38.1%), 学校と専門機関との橋渡しをする (29.8%), 児童生徒たちに具体的な支援・配慮の仕方を教える (19.0%), 当事者児童生徒への継続的な助言をする (19.0%), 児童生徒たちに基本的な知識を教える (17.8%), 児童生徒が相談しやすい環境づくりに協力する (15.3%), 保護者たちに基本的な知識を教える (13.2%), 保護者たちに具体的な支援・配慮の仕方を教える (10.0%), だった。

小・中・高等学校の結果の基本的なパターンは、概ね類似していたが、小学校は、保護者への対応に関する項目の選択率が中学校や高等学校と比べて高かった。これは、小学校は中学校や高等学校よりも学校と保護者の結びつきが強いことを反映しているのではないかと考察する。

文部科学省は、スクールカウンセラーの役割として、児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談、校内会議等への参加、教職員や児童生徒への研修や講話、相談者への心理的な見立てや対応、ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどをあげている。

本研究の結果は、学校がスクールカウンセラーに性的マイノリティ当事者の児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談への対応・貢献を期待していることを示している。この結果は、学校が臨床心理士に支援・配慮で貢献して欲しいことに関する結果と共通する。スクールカウンセラーは、国家資格である公認心理師、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士が担当していることが多い⁹⁾。日本心理学会¹⁰⁾が公開している「公認心理師大学カリキュラム標準シラバス」を確認したが、授業で含むべきキーワードの例の中には性的マイノリティに関する事柄が含まれていないことから、性的マイノリティに関する学習経験が乏しい公認心理師がスクールカウンセラーとして勤務している可能性があることにも留意すべきだろう。もし、そのような状況が認められるのであれば、公認心理師の研修会等でこの調査結果を周知して学習機会を提供することが有効かもしれない。

3.5 支援の充実において重要なこと

回答に不備がなかった小学校 852 校、中学校 514 校、高等学校 459 校の回答を分析した。結果を図 4 に示す。

小・中・高等学校の選択率の平均を求めたところ、選択率は高い順から、教職員の学習機会の増加 (61.5%), 児童

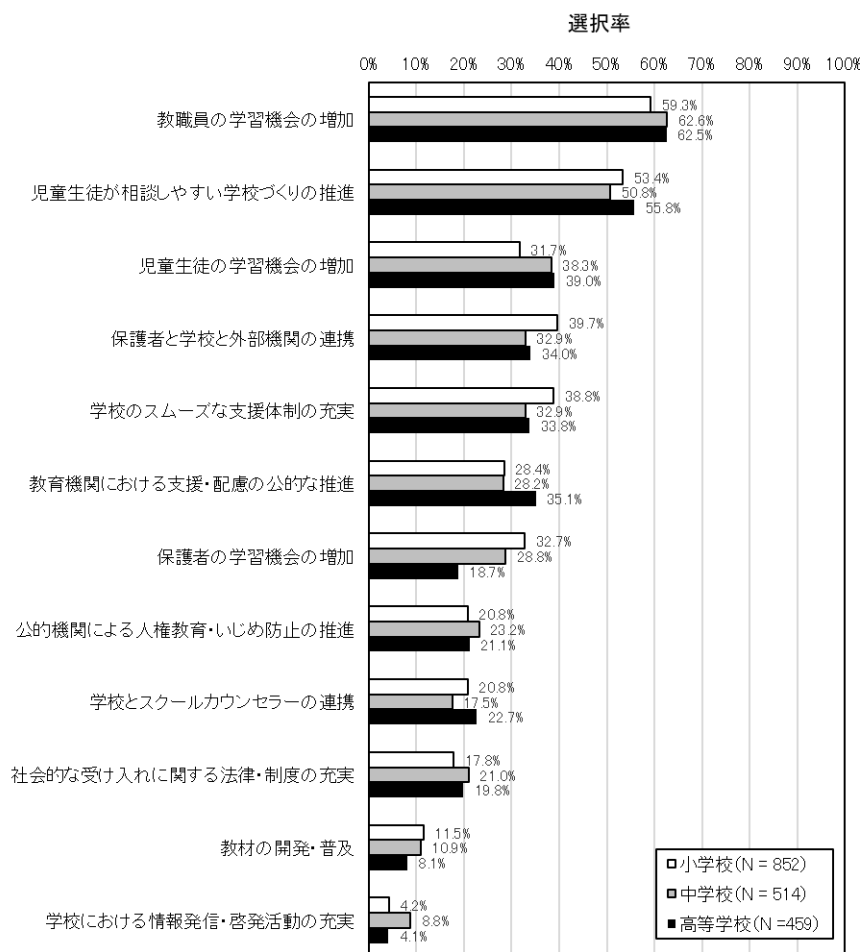


図 4. 支援の充実において重要なこと

生徒が相談しやすい学校づくりの推進 (53.3%), 児童生徒の学習機会の増加 (36.3%), 保護者と学校と外部機関の連携 (35.5%), 学校のスムーズな支援体制の充実 (35.2%), 教育機関における支援・配慮の公的な推進 (30.6%), 保護者の学習機会の増加 (26.8%), 公的機関による人権教育・いじめ防止の推進 (21.7%), 学校とスクールカウンセラーの連携 (20.3%), 社会的な受け入れに関する法律・制度の充実 (19.6%), 教材の開発・普及 (10.2%), 学校における情報発信・啓発活動の充実 (5.7%), であった。

本多りの小・中学校調査と比較すると、教職員の学習機会の増加の選択率が最も高く、学校における情報発信・啓発活動の選択率が最も低い、などの基本的な結果は共通していた。約 6,000 人の教員を対象として行われた調査¹¹⁾によれば、性同一性障害の子どもに関わった経験のある教員は約 12%, 同性愛が約 8%であったこと、さらに教員養成課程出身の教員の回答を見ると、性的マイノリティの学習経験は「性同一性障害に関すること」が 8.1%, 「同性愛に関すること」が 7.5%であったことが報告されている。この報告から示唆されるように、性的マイノリティに関する学習経験がある教員は限られていることから、教職員の学習機会の増加が選択されやすかったのではないかと考察する。学校における情報発信・啓発活動の選択率が低いという結果は、学校の多忙化や施設対応の難しさなど、現実的な事情から対応が難しい学校があることとも関係するかもしれない¹²⁾。

4. おわりに

学校における性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮の充実が喫緊の課題である。本研究は、本多りを発展させて、全国の小・中・高等学校を無作為抽出して、性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮状況を調べた。

その結果、(1) 性的マイノリティに関する学習機会・情報提供を行っている学校は少数であること、(2) 特定の児童生徒に対する支援・配慮は学校段階の進行に伴い漸減する傾向が認められること、(3) 児童生徒への支援・配慮の充実には教職員の学習機会の増加が重要だと考えられていること、が示された。以上の結果の基本的な傾向と知見は、本多りと概ね共通していた。

結果をもとに、性的マイノリティの児童生徒に対する支援・配慮の充実、状況の改善について考察する。教職員の性的マイノリティに関する知識不足とそれに伴う問題の発生が懸念される。複数の教職員が当該児童生徒への情報を共有する仕組みがあると回答した学校が多かったが、教職員が知識不足の状況下での情報共有がきっかけとなって、当事者の意思によらない性的指向や性自認に関する情報の暴露、いわゆるアウトティングが行われるようなことは絶対に避けなければいけない。教職員の学習機会の増加が重要だ、と回答した学校長が多かったが、教職員の学習機会の増加による知識不足の解消は、支援要請に対応できる

学校づくりにとって必須であり、アウトティングのリスクを減らすうえでも有効だろう。

教職員向け研修会を実施している学校は回答が得られた学校でも3割未満だったことから、今後、教育委員会などが主体となって、性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮を検討する研修会やワークショップを実施することで、教職員の性的マイノリティに関する知識不足解消、学校における支援・配慮の充実、状況の改善が期待できるだろう。性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮は、相談経験がない学校では、当事者の存在や支援の必要性が認識されにくいことから、支援要請が行われたときに対応できる学校づくりが遅れがちである¹²⁾。支援要請に対応してきた学校がもつ知識や経験、ノウハウを研修会等で共有する取り組みは、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況を改善する一助になるだろう。

本研究の限界と留意点について言及する。本研究の調査票の回収率は 23~29%程度であった。郵送調査法による回収率は 20~30%にとどまることが多いことが知られている^{13), 14)}。本研究は、郵送調査として一般的な回収率だったものの、どちらかといえば、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮に関心がある学校からの回答結果が反映されている、と考えたほうが適当である。この考えに基づいて議論するならば、データにはバイアスがかかっている可能性が高いことから「学校全体としての支援・配慮」「特定の児童生徒に対する支援・配慮」の実際の選択率は本研究の結果よりも低いということが想定される。今後、学校における性的マイノリティの児童生徒への支援・配慮状況を調べ、課題を明らかにし、教育現場への応用と状況の改善につなげていくためには、当該問題に関心がある学校だけではなく、関心の乏しい学校からも知見が得られるような工夫も求められるだろう。

5. まとめ

全国の小・中・高等学校を無作為抽出して性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況を調べた結果、(1) 性的マイノリティに関する学習機会・情報提供を行っている学校は少数であること、(2) 児童生徒に対する支援・配慮は学校段階の進行に伴い漸減する傾向が認められること、(3) 児童生徒への支援・配慮の充実には教職員の学習機会の増加が重要だと考えられていること、が示された。性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮の充実、状況の改善についても考察した。

脚注

注1: 調査票では「セクシュアル・マイノリティ」という用語を使用した。現在「性的マイノリティ」という用語が普及しつつあることから(文部科学省の資料でも使用されている)、本稿では「性的マイノリティ」という用語を使用する。

注 2：小学校調査の調査票では「児童」、中学校調査と高等学校調査の調査では「生徒」という用語を使用した。

注 3：選択数に上限を設定した理由は、全て望ましい項目であることから、回答者が全てに○をつける可能性があること、その結果、質問項目に対する正確な反応が得られなくなる可能性を考慮したためである。そのため、12 項目の三分の一を基準にして選択数の上限を 4 項目とした。

付記

小学校調査は日本心理学会第 82 回大会¹⁵⁾で、中学校調査は国際学校心理学会第 40 回大会¹⁶⁾で、高等学校調査は日本学校心理学会第 21 回大会¹⁷⁾で発表した。各調査結果は助成団体が主催した研究成果報告会等でも発表した¹⁸⁾⁻²⁰⁾。研究成果の一部は報告書等で既報である^{12), 21), 22)}。

謝辞

小学校調査は平成 29 年度上廣倫理財団研究助成金の支援を、中学校調査は平成 29 年度山梨県若手研究者奨励事業補助金の支援を、高等学校調査は第 34 回マツダ財団研究助成(青少年健全育成関係)の支援を受けた。小学校調査と中学校調査は矢崎胡桃さんの協力を受けた。ここに記して感謝の気持ちを示します。ありがとうございました。

引用文献

- 1) 本多明生 (2019). 小中学校のセクシュアル・マイノリティの児童生徒の支援状況に関する探索的研究. 静岡理工科大学紀要, **27**, 23-32.
- 2) 中塚幹也 (2017). 封じ込められた子ども, その心を聴く: 性同一性障害の生徒に向き合う. ふくろう出版.
- 3) 日高庸晴 (2017). LGBT 当事者の意識調査: いじめ問題と職場環境等の課題. Retrieved from <http://www.lifenet-seimei.co.jp/newsrelease/2017/6638.html> (2022 年 3 月 12 日)
- 4) 文部科学省 (2015) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成 27 年 4 月 30 日 27 文科初児生第 3 号). Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm (2022 年 3 月 12 日)
- 5) 文部科学省 (2016). 性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) (平成 28 年 4 月 1 日). Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369211_01.pdf (2022 年 3 月 12 日)
- 6) 文部科学省 (2016) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について. Retrieved from https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2016/06/02/1322368_01.pdf (2022 年 3 月 12 日)
- 7) 荻上チキ・内田良 (2018). ブラック校則: 理不尽な苦しみの現実. 東洋館出版社.
- 8) 尾形加奈恵・本多明生 (2022). 高等学校におけるホームページを利用した校則の情報公開状況に関する研究: 2021 年静岡県実態調査. 静岡理工科大学紀要, **30**.
- 9) 文部科学省 (2019) 令和元年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集. Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20201112-mxt_kouhou02-000011009_1.pdf (2022 年 3 月 12 日)
- 10) 日本心理学会 (2018) 公認心理師大学カリキュラム標準シラバス. Retrieved from https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2018/04/standard_syllabus_2018-8-22.pdf (2022 年 3 月 12 日)
- 11) 日高庸晴 (2013) 教員 5,979 人の LGBT 意識調査レポート. Retrieved from <http://www.health-issue.jp/> (2022 年 3 月 12 日)
- 12) 本多明生 (2019) 小中学校における性的マイノリティへの支援の現状と課題: 全国調査の自由記述から. 現代性教育研究ジャーナル, **95**, 1-6.
- 13) 大谷信介・木下栄二・後藤範章・小松洋・永野武 (2005). 社会調査へのアプローチ: 論理と方法. ミネルヴァ書房.
- 14) 堀川翔・赤松利恵・堀口逸子・丸井英二 (2011). 職種からみた郵送質問紙調査の回収率: 小学校の食に関する教職員対象の調査結果から. 栄養学雑誌, **69**, 193-198.
- 15) 矢崎胡桃・本多明生 (2018). 我が国の小学校におけるセクシュアル・マイノリティ支援に関する実態調査. 日本心理学会第 82 回大会, 2018 年 9 月 25-27 日, 東北大学. https://doi.org/10.4992/pacjpa.82.0_3AM-120
- 16) Yazaki, K., & Honda, A. (2018). Actual Conditions of Support for Lesbian-Gay-Bisexual-Transgender (LGBT) Students in Junior High Schools in Japan. The 40th International School Psychology Association (ISPA 2018) Conference, July 25-28, 2018, Tokyo, Japan.
- 17) 本多明生 (2019). 我が国の高等学校におけるセクシュアル・マイノリティの生徒への支援に関する実態調査. 日本学校心理学会第 21 回大会, 2019 年 12 月 7-8 日, 聖徳大学.
- 18) 本多明生 (2018). 小学校におけるセクシュアル・マイノリティ児童生徒への支援実態に関する調査研究. 2018 上廣倫理財団研究助成発表会, 2018 年 12 月 15 日, 公益財団法人上廣倫理財団 UF ホール.

- 1 9) 本多明生 (2018). 中学校におけるセクシュアル・マイノリティ支援に関する実態調査. 公益社団法人山梨科学アカデミー交流大会, 2018年11月17日, 山梨学院大学.
- 2 0) 本多明生 (2020). 高等学校におけるセクシュアル・マイノリティの生徒への支援に関する調査研究. 2019年度公益財団法人マツダ財団青少年健全育成関係研究&市民活動研究報告会, 2020年2月11日, 広島市西区民文化センター.
- 2 1) 山梨県 (2019). 平成29年度山梨県大村智人材育成基金事業成果. Retrieved from https://www.pref.yamanashi.jp/shigaku-kgk/omura_project/h29seika.html (2022年3月12日)
- 2 2) 本多明生 (2020). 高等学校におけるセクシュアル・マイノリティの生徒への支援に関する調査研究. マツダ財団助成研究報告書: 青少年健全育成関係, **32**, 48-53.